2月の村の人口

＝44年2月末日現在＝

世帯数　1,124
人口　5,032（男 2,462人　女 2,570人）

2月の住民移動
出生 2人（男 0・女 2）　死亡 2人（男 0・女 2）
転入 6人（男 3・女 3）　転出11人（男 5・女6）

広報やまこし

発行所
新潟県古志郡
山古志村役場
電話 竹沢局
17 23 78
印刷所
大川印刷所

主な記事

- ○三月定例村議会
- ○交通事故の防止を
- ○猿倉にテレビ中継局建設
- ○犬の放し飼いをやめて
- ○桑園の消雪を早く

三月定例村議会

新年度予算 一億五、三〇〇万円

住民課を設け窓口事務を統合

三月定例村議会はさる三月四日に会期十一日間の予定で招集され、総額一億五千三百万円にのぼる四十四年度一般会計予算、特別職の職員の報酬の引き上げ、住民課の新設など役場機構の改善案、固定資産評価審査委員の選任同意、議会常任委員会の組織を改める条例など重要案件をはじめとする二十三議案が提出された。

任期満了による改選を下旬にひかえた、あわただしい中にも熱心な審議が続けられ、三月十三日全議案を議決したので会期を一日間残して閉会しました。

（※四十四年度予算の詳細は次号でお知らせします。）

44年度当初予算

一般会計

歳入歳出予算の総額は一億五千三百万四千円で、前年度に比較して千六十三万五千円、七・五パーセントの増加となっています。

歳入の主なものは総額の六一パーセントを占める地方交付税が九千三百万円で財源の中心となっており、村税は千百八十五万九千円で総額の八パーセントに当たる。続いて国庫支出金千百五十五万円、県支出金千十九万五千円、分担金七百五万五千円、村債の四百万円などの順になっている。

歳出については消費的経費の節約につとめ、できるだけ投資的な経費の充実を図った。歳出の費目別の内訳は総務費が三千百九十二万八千円で総予算の二一パーセントを占め、次に農林水産業費が三千百三十四万千円、土木費二千七百三十九万九千円、教育費二千三百十五万千円、災害復旧費九百九十九万六千円、民生費の七百八十二万三千円などの順で、公債費（村債の元利償還金）は四百四十万三千円で総予算の三パーセントになっている。

また各費目の中に含まれている給与費は五千四百十五万七千円で前年度に比較して六百二十五万四千円、一三パーセントの増加となっている。

四十四年度予算の特色としては、

1 地域開発の基本となる道路網の整備改良を図ったこと。

2 山村振興事業の三年めの事業として稚蚕共同飼育所や共同作業所、ニシキゴイ越冬施設などを建設するほか、農道の新設など産業の振興につとめたこと。

3 猿倉山にテレビ中継局を建設することにともない資材輸送道路を新設するなどとなっています。

診療所会計

竹沢診療所特別会計は前年より十七パーセント増の七百九十六万円、虫亀診療所会計では一一パーセント増の百八十六万三千円の予算規模となっている。

国保特別会計

医療費の上昇により国保会計の予算規模は年々大きくなり、本年度の予算は総額三千五百八十三万二千円で四十三年度に比べ七百六十三万五千円、二七パーセントの増加となっている。保険料においても前年より二〇パーセント増加になり、被保険者一人当にすると約二七パーセントの増加徴収になる予定であります。

また歳出における療養給付費（国保負担分）も前年にくらべ三〇パーセントも伸びており、国保財政の苦しさを表わしています。

44年度の方針を説明する村長

条例関係

①財政調整基金条例の改正

村の財政運営は将来における財政の見通しを考えて健全に運営されなければならず、このため財源に余裕がある場合は積立金をして不測の出費に備えるため設けられている条例で、今回の改正でその積立金の使途が、災害などの場合に限られていたものから、経済事情の変動や大規模な建設事業、村債の繰り上げ償還などの場合にも使用できるように弾力的になった。

②財政事情の作成及び公表に関する条例

村政は住民の不断の関心や協力によってこそはじめて円滑に運営できるわけであります。このため、村の財政事情を住民に広くお知らせして理解を得ようとするもので、本年度から年二回その年の収支の状況や住民の負担状況などを公表することになりました。

③特殊児童生徒の就学援助に関する条例の改正

盲目やおし、身体不自由などのため、聾唖（ろうあ）学校など特殊学校に入学している者に対して、村で経済的援助をして教育を受ける機会を与えようとするもので、援助金は四月一日から一人につき五百円引き上げられ、月額二千円となりました。

④消防団員の定数、任免、給与及び服務等に関する条例の改正

消防団員の報酬が四月一日から次のように引き上げられました。（額は年額）

	報酬の額	改正前
団長	五,〇〇〇円	三,〇〇〇円
副団長	八,〇〇〇円	七,二〇〇円
分団長	五,七〇〇円	五,四〇〇円
副分団長	五,〇〇〇円	四,八〇〇円
班長	四,七〇〇円	四,三五〇円
団員	一,〇〇〇円	九〇〇円

⑤職員の旅費に関する条例の改正

一般職の職員の旅費が四月一日から次のように改正されました。なお特別職の職員もこれに準じて支給されます。

鉄道・船賃　二等実費
車賃　一キロ当り十円
日当　一日につき四百円
宿泊料
県外　一夜　二千円
県内　一夜　千五百円
ただし、長岡市の場合は一夜当り千円

⑥国民健康保険条例の改正

保険料を徴収するに際して所得割率および資産割率を算出する場合、小数点以下四位未満を切り上げていたものを事務の簡素化をはかるため二位未満に改めた。また本年度村民税の所得額が確定しないため、第二期分までは前年度の保険料の五分の一相当額を暫定的に徴収できるように改めたもの。

⑦国民年金印紙購買基金の設置管理及び処分に関する条例の改正

国民年金加入者はみずから年金印紙を購入し、手帳にはって役場で検印を受けるのがたてまえになっているが、加入者の手数をはぶくため、役場で印紙の購入から検印まで一括して行なっているもので、このため、この印紙購入に必要な基金を五十万円から百万円に引き上げて、この範囲内で運用することになった。

⑧使用料条例の改正

保育所の入所料が四月一日から児童一人につき百円引き上げられて月額八百円になり、二人以上入所させる場合は一人を除くほかは一人につき五十円引き上げて月四百円となった。このほかに基本額は年間一人千二百円で据え置かれた。

⑨課設置条例の改正

住民基本台帳法の施行にともない戸籍、年金、国保または衛生など住民生活に密接な関係をもつ窓口事務を統合して住民サービスの向上をはかるため、社会課を廃止して新たに住民課を設け、あわせて経済土木課の名称を産業建設課に改めたもの。これで四月一日からは役場の機構は総務課、税務課、住民課および産業建設課の四課となった。

⑩議会常任委員会及び特別委員会条例の改正

役場の課制が一部改められたことにともない、村議会につくられる常任委員会の組織を改めたもので、四月一日から総務委員会、産業厚生委員会、建設委員会の三委員会となり、議員はこのいずれかの委員会に所属することになります。

特別職の報酬を引き上げ

特別職の職員の給与に関する条例の改正

議会議員や三役の報酬などが昨年十月一日から改められたことにともない、その他の特別職の報酬が四月一日から次のように引き上げられました。

		報酬の額	改正前
選挙管理委員会委員長	月額	一、二〇〇円	一、〇〇〇円
〃　委員	〃	一、〇〇〇	八〇〇
教育委員会委員長	〃	二、〇〇〇	一、五〇〇
〃　委員	〃	一、五〇〇	一、三〇〇
農業委員会会長	〃	三、五〇〇	三、〇〇〇
〃　委員	〃	二、二〇〇	二、〇〇〇
監査委員（知識経験者）	〃	二、五〇〇	二、〇〇〇
〃（議員）	〃	二、〇〇〇	一、七〇〇
固定資産評価審査委員	出席一回	一、〇〇〇	八〇〇
社会教育委員	月額	一三〇	一二〇
公民館運営審議委員	〃	二二〇	二〇〇
国保運営協議会委員	出席一回	八〇〇	五五〇
民生委員推薦会委員	〃	八〇〇	五五〇
青少年問題協議会委員	〃	八〇〇	五五〇
農協組織整備協議委員	〃	八〇〇	五五〇
部落事務嘱託員	平均額 一世帯当り	二、六五〇	二、五三〇
税協力員	月額	二五〇	二〇〇
学校医	年額生徒一人	四〇	三〇
公民館長	月額	五〇〇	四五〇
〃　主事	〃	四五〇	四〇〇

人事

任期満了による村固定資産評価審査委員会委員に星野義盛氏（下村）を再選することに同意されました。

星野氏は昭和三十八年三月から同委員として、この重責を果たされています。

消防ポンプを二台購入

①寄付の受け入れ

昭和四十四年度において種苧原中学校昇降口を改築するための地元寄付金二十二万五千五百円、間内平および小松倉に小型動力消防ポンプを購入配置するための地元寄付金として、六万二千五百円をそれぞれ受け入れることになった。

②土地改良事業の実施

農道西願寺線（楢木）を昨年度に引き続き本年度も総事業費百二十万円（延長三百二十米　幅員三米）で新設する。また農道外山外線（桂谷）も延長千米（幅員三米）を新設する。総事業費は三百万円。

補正予算

校舎の除雪費に三十万円

(1)昭和四十三年度一般会計補正予算（第四号）

歳入歳出ともに五十万八千円を追加して予算総額は一億七千九百四十一万二千円となった。

歳出の主なものは山古志中学校の統合校舎建築準備積立基金に四百万円、財政調整基金に三百万円をそれぞれ積立てることをはじめ、国保および診療所特別会計への繰出金を百五十五万三千円計上した。

事業関係においては県道改良工事負担金の追加が六十三万円、山村振興事業として実施した村道梶金・桂谷線および梶金・木籠線改良工事費に十四万千円を追加計上した。

災害復旧の面では村道虫亀・小栗山線の復旧費に三十四万円、小松倉地内ほか二か所の農地復旧費に二十四万六千円をそれぞれ追加した。

そのほか小・中学校の除雪費に三十万円、造林補助金十六万七千円、議会議員の報酬の追加十五万円、小学校修繕費に十一万千円、予備費に五十八万四千円などとなっています。

また予算を減額したものとして、虫亀下平地内の農地災害復旧工事が予定どおり施行できなかった分として七百七十九万円、統合中学校の敷地買収ができなかったため百万円を減額したのをはじめ、既定予算の節約を含めて総額千二百五十九万千円の減額をし、それを財源として充当した。

このほかの財源としては地方交付税七百五十四万八千円を柱として、村債百万円、村税四十三万六千円、県支出金十二万八千円など総額九百二十四万七千円を追加し、これに対して国庫支出金六百八十四万二千円、分担金百四十一万二千円など総額八百七十三万九千円を減額補正しました。

②昭和四十三年度一般会計補正予算（第五号）

昭和四十三年度の最終的な予算で、歳入歳出とも八十六万二千円を減額し予算規模は一億七千八百五十五万円となった。

これは村道虫亀・小栗山線の復旧が降雪などにより仕上げ工事ができなかったため、百六十五万円を減額し別に繰り越して次年度に実施することにしたほか、予備費に七十八万八千円を充当したものです。

歳入においては地方交付税を二十三万九千円追加計上した反面、国庫支出金を百十万千円を減額した。

③昭和四十三年度国保特別会計補正予算（第二号）

歳入歳出ともに三百八十九万三千円を追加して予算総額は三千二百七十四万七千円となりました。

歳出の主なものは療養給付費の追加四百二十一万円で、これは医薬品の値上りや住民の医療機関の利用が増えたため、医療費の支払いにおいて国保負担（七割相当分）が不足したために追加したもので、予備費から五十万円充当したほか、財源としては国庫支出金二百八十一万六千円、一般会計からの繰入金九十九万九千円その他七万八千円となっています。

④昭和四十三年度竹沢診療所特別会計補正予算

第二回めの補正予算で歳入歳出ともに十五万三千円を減額補正し、予算総額は八百六十七万六千円となりました。

歳出は職員の異動にともなう給与費などを十八万六千円減額したほか、医師の研究費や医療用消耗品費に三万三千円を追加した。

歳入においては診療収入などを八十七万円減額したことにより、国庫補助金を二十九万五千円、一般会計繰入金を四十二万二千円をそれぞれ充てました。

⑤昭和四十三年度虫亀診療所特別会計補正予算

二回めの補正予算で歳入歳出ともそれぞれ十四万九千円を追加補正し、予算総額は二百四十七万二千円となりました。

新入学児童、園児を交通禍から守ろう

事故防止は人命尊重と愛情から

四月……。長かった冬から解放されこれからは人や車の動きが急に激しくなり、交通事故が多く発生する季節となります。

とくに新入学の児童や新しく保育所に入った幼児などには注意が大切です。

車を運転する人も歩く人も、人命を尊重し愛情をもってお互に事故を防がなければなりません。

交通事故は本当に悲惨なものです。被害者もその家族も一瞬にしてドン底のうきめにあう。

さっき元気で出かけた主人が、手をふって学校へ出かけた子どもが一瞬の間に冷い死体となって帰ってくる。とても信じられないような現実、これが交通事故の実態なのです。そしてそれがいつわが身の上になるかも知れない〝交通戦争〟といわれる現在であります。

多くの事故は交通規則を守らないために起きています。運転者も歩行者も交通規則は必ず守らなければなりません。

山古志村も年々、車が増えるにつれて交通事故も多くなってきています。

交通事故は天災でも不可抗力でもなく人災であり、ちょっとの不注意が、急いで無理をしたことがみんな事故につながっています。お互いに交通規則を守りさいすればこれは防げるものであります。

明るい村にするためには交通事故をゼロにしなければなりません。人命を尊重し、人に対する愛情を持つことこそ事故防止の基本であり、それでこそ住みよい社会にすることができるものと思います。

写真＝悲惨な事故現場

交通災害共済に加入をどうぞ

けがや、死亡された方が一万千七百十三人、これは昭和四十三年中に起きた新潟県下の交通事故による死傷者の実態です。件数にすると九千二百件、うち死亡者が二百九十人で、平均すると県民二百五十人に一人の割合で事故にあっていることになります。

わたくしたちもいつその災害に襲われるかわかりません。

新潟県交通災害共済組合は、わずかな掛金で少しでも不幸を救おうと県下の市町村が共同でつくり、昨年九月一日から発足したものです。

万一の交通事故に備え、一家そろって加入して少しでも不安のない毎日を送りましょう。

◇加入資格は……

だれでも掛金を納めた翌日から会員になれます。

◇掛金は……

一人年額三百六十円です。ただし、中学生以下の方は年額三百円となっています。

◇共済期間は……

毎年四月一日から翌年三月三十一日までで、一年ごとに更新されます。

このため、昨年加入された方でも先月末日で資格が無くなりましたので、新たに加入手続きをしなければなりません。

◇見舞金の額は……

不幸にして交通事故にあったときは、傷害の程度に応じて、次に掲げる共済見舞金が支給されます。

◇加入の方法は……

世帯ごとに加入する家族をまとめ、掛金を添えて申し込んでください。

申し込み先は役場または出張所です。

くわしいことは役場総務課におたずねください。

共済見舞金額

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	50万円
2等級	全治6か月以上の傷害を受けた場合	10万円
3等級	全治3か月以上の傷害を受けた場合	5万円
4等級	全治1か月以上の傷害を受けた場合	2万円
5等級	全治1週間以上の傷害を受けた場合	5千円

〝見えない悩み〟を解消

猿倉にテレビ中継局を建設

猿倉山にテレビ中継局が建設されることになり、これで村内の難視聴地区も〝よく見えない悩み〟が解消される見込みです。

村内は従来からテレビの難視聴地区が多いため関係方面に運動を続けていましたが、昨年NHKが村内各地点で観測調査を行なった結果、悠久山東山自然公園の地域内にある猿倉山の中腹（蓬平側）に中継局を建設することになったものです。この中継局は高床式組立局舎で平屋建のものが一棟（三・六平方米）で、そのそばに高さ十七メートルのアンテナが立てられるもので、総工事費は約千八百万円となっています。

また、この工事に必要な資材運搬道路として萱峠から局舎建設予定地まで約千七百メートルを新設するとともに、種苧原・萱峠間の道路約八百メートルの改良が必要となるため、現在長岡市と共同で計画を進めていますので地域関係者のご協力をお願いいたします。

この中継局は道路の完成を待ち、八月上旬に着工して十一月には完成する予定で、これにより虫亀、竹沢地区や長岡市太田地区など約八百戸の難視聴が解消される見込みですが、まだよく見えない種苧原や南平、東竹沢地区については引き続いて調査が行なわれる予定になっております。

ただし、この中継局から送られる電波は「UHF」であるため、オールチャンネルテレビ以外はコンバーターを別に取り付けないと受像できず、従来どおりの状態のままになります。このため今後テレビを買い換える場合はオールチャンネルテレビの方が経済的でしょう。

犬の放し飼いをやめて!!

飼い主が責任をもって管理を

最近生活の安定が反映してか全国的に犬を飼う家庭がふえ、本村においても狂犬病予防法によって登録されている犬だけで、約十三世帯に一匹の割合で犬が飼われております。

しかし、一方では犬による咬傷事故が多く、また農作物や家畜などの被害も各地に発生している状況です。このことはいうまでもなく飼い主の無責任な放し飼いや、捨て犬などから発生している被害です。

このような被害は生活環境上の公害ともいうべきもので、しばしば社会問題となり、少なからず住民生活に不安を与えている状況であります。

これらの問題は犬を飼う人の自覚と認識がないと解決しない問題であり、県においても罰金一万円以下の処分を含む犬取締条例を設けて、犬害取り締まりを強める方針であります。

正しい犬の飼い方の代表的なものを掲げましたので飼い主のみなさんのご協力をお願いします。

また被害を受けた方も泣き寝入りしないで積極的に届け出て、問題解決にご協力ください。

正しい犬の飼い方

①登録……犬を飼うときは必ず保健所に登録し、登録済みの鑑札を犬の首輪につける。

②予防注射……犬は年二回（春・秋）必ず狂犬病予防注射をうけ注射済みの票を犬の首輪につける。

③必ずつないでおく……犬は放し飼いにすると放浪癖がつき他人に迷惑をかけるので、常時クサリでつないでおく。

④犬をつれて歩くときは、いつも飼い主の脚側を歩くようにしつける。

⑤犬が人をかんだときは、必ず医師の診断を受けるとともに役場または保健所に届け出ること。

⑥不用な犬は……無責任な捨て方をしないで役場に届け出て処分を受けること。保健所では不用犬一匹百円（幼犬は五十円）で買い上げています。

狂犬病予防注射日程（登録も同時に行なう）

五月七日　虫亀
五月八日　竹沢、南平、東竹沢
五月九日　種苧原

訂正

先月号二面の見出しのうち不動産所得税は不動産取得税の誤りでしたので訂正します。

人命救助で表彰

このほど橘竹治さん（寺野）は人命救助により県警本部長から表彰されました。橘さんはさる一月四日の朝、同僚の橘猶治さんと二人で、寺野・池谷間の道ふみ中に寺野橋付近でなだれにあい、二人とも数米の雪に埋没したが、自力ではえ出し危険を省みず必死で同僚を助け出したものです。写真＝橘竹治さん

不動産取得税の申告を

土地や家屋を買ったり家屋の新築または増・改築などをした方は、地方税法の規定によりそれらを取得した日から三十日以内に、不動産取得税（県税）の申告を行なうよう義務づけられています。申告書の用紙は役場税務課または長岡財務事務所に備えてあります。

この不動産取得税の申告書は役場を経由して財務事務所に提出されることになっていますので、該当者は役場税務課に直接または郵便で提出してください。

今月の税金

固定資産税 第1期分
軽自動車税
木材引取税
の納期です

30日までに忘れずに納めましょう

納税は前納が一番有利
税金は、一年分をまとめて納めると前納報償金がつきます。

税金は、期限内に納めましょう。
税金は督促手数料や延滞金など余分の負担がいらないうちに納めましょう。

国保保険料 第1期分 の納期です

国民年金
保険料も納期です
○納入額は四月～六月分まで次のとおり
35歳未満　七百五十円
35歳以上　九百円

広報「やまこし」の表紙をさしあげます

早いもので広報「やまこし」を発行してから十二号を数えました。発行満一年を記念して広報紙を毎月とじて保存されている方々のため、表紙を先着百名の方に無料でさしあげます。

希望される方は役場総務課または出張所あてにご連絡ください。

農作業メモ

桑園の消雪を早く

養蚕振興の基盤ともいうべき桑園は、雪の多い地方では枝折れ、株割、野ねずみ、桑胴枯病などの被害が大きいが、当面はまず消雪促進を図ることが必要です。

○消雪は散土で

消雪を早めるためには散土がいちばん作業が容易で効果も確実です。

試験結果によると自然消雪より十一日から十二日程度早く消雪し、桑芽の発育も四～五日程度早く、芽も大型に成長させます。

散土の方法

1 散布時期　雪の降り止んだ時期になるべく早くする。散布は雪が氷結して固くなった早朝に行なうことが能率的です。十アール当りの所要時間は約二十分程度。

2 散布材の効果順位　消雪効果の大きい順位を示すと珪カル、黒土、褐色土、粉炭、草木灰の順となっている。

3 散土の適量　十アール当り土の場合で六百キロ（坪当り約一升）前後あれば充分であります。

4 散土後に降雪があった場合　散土した後に降雪があった場合は、十センチ以内であれば大きな支障はないが、それ以上降った場合は散土し直す方が効果的です。

○桑園の施肥

桑は地温が五度になると樹液の流動がはじまり、気温十度で芽が活動をはじめ、脱苞～燕口～開葉と体内の貯蔵養分によって成長します。

1 効果はすぐ出ない
肥料の吸収は新梢が十センチほど伸びたところで本格的な吸収をはじめる。このため春肥は直接発芽の促進には効果は少ない。

2 施肥の時期と方法
春秋兼用の桑園
この桑園は春先に肥料を施してもすぐ効果は表われないが、必要がないわけではない。この場合は量より質に重点をおき速効性のある化学肥料を施すか、秋のうちにじゅうぶん入れておく必要があります。

十アール当り窒素二十二・五キロ、燐酸十一・二五キロ、加里十五キロで全窒素量の三分の二を堆きゅう肥で施すようにしたい。これは軟弱に成長するのをおさい成熟を早める必要からです。

夏秋蚕専用の桑園
この桑園は春の発芽前に伐採するもので、本格的な生育は五月に入ってからである。七月に最も伸びるので春肥は早めに年間施肥量の六十パーセントを施すようにしたい。晩秋蚕まで効果をもたせるには固形、粒状化成肥料や石灰窒素がよいでしょう。

木起し機を無料でお貸しします

雪による樹木の被害は大きく、倒伏したものは自力では立ち直れないほどになっています。これらの復旧や手入れを行なうために「木起し木を」無料でお貸しします。希望者は役場または出張所へどうぞ。